

## 消費生活相談情報

注意！

### 投資取引トラブル被害多発

#### 【相談内容】

突然A社から「B社のパンフレットを探しているが、持っていないか？B社はレアメタルリサイクル分野で大変有望な会社である。届いたらパンフレットを譲ってほしい。」と電話があり、数日後パンフレットが届いた。

A社に連絡すると「B社の社債を購入したいが、パンフレットが届いた選ばれた人しか購入できない。購入してくれたら、3倍の値段ですぐ買い取らせてほしい。」としつこく頼まれ50万円分の社債を購入した。

その後、「まとまった単位で買い取るので買い増してほしい。」「購入代金を振り込んだが、手続きを金融機関に止められたのでやり直す。」等で買い取りは進まず、しばらくしてA社、B社とも連絡がとれなくなってしまうた。

#### 【アドバイス】

最近このような社債、未公開株、高利回りを謳うファンドへの出資等、劇場型利殖商法の相談が急増しています。このような業者は海外事業が多く、パンフレットやホームページ以外に事業内容が確認できる情報がありません。実態のない会社がほとんどです。

「必ずもうかる。」「買い取る。」等の話をうのみにしてはいけません。

お金をはらってしまつて返金を求めることは困難です。お金を振り込む前に周りの人や消費生活相談窓口にご相談ください。

#### 《消費生活専門相談員が相談に応じます》

##### ・面談相談

日時：毎週金曜日（祝日を除く）

9時～16時

場所：岩美町役場2階中会議室（場所は変更になることがあります）

##### ・電話相談

日時：火曜日～金曜日（祝日を除く）

9時～16時

☎：73-11444

\*金曜日以外は、専門相談員が配置されている下記の町へ電話を自動転送します。

火曜日	若桜町
水曜日	智頭町
木曜日	八頭町

## 平成24年度 男女共同参画週間

6月23日(土)～29日(金)の1週間は「男女共同参画週間」です。

平成24年度のキャッチフレーズは

「**あなたがいる わたしがいる 未来がある**」  
です。

### 男女共同参画社会の実現に向けて

人は誰でも人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。これは、性別に関わりなく全ての人に与えられた権利です。

性別によって役割や生き方を分けるのではなく、あらゆる場面で男女がともに力をあわせ、活動できる地域社会を実現するためには、一人ひとりの行動や取り組みが大きな力となります。

男女がともに個人として尊重され、充実した人生を送るためにみなさんができることを家庭や職場、学校や地域など身近な暮らしのなかで、一つずつ実践していきましょう。